

自動車リサイクル法 登録申請及び変更届等の手引き

フロン類回収業者

フロン類回収業者 登録申請手続きについて

1. 提出先

〒810-8620

福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市役所 行政棟13階

福岡市 環境局 産業廃棄物指導課

TEL (092) - 711-4303

FAX (092) - 733-5592

2. 提出部数

申請書類 正本 1部 、 副本（控えが必要な場合）1部

3. 申請手数料

登録申請に係る手数料は次のとおりです。

業の種類	申請の種類	申請手数料
自動車リサイクル法 フロン類回収業	新規登録申請	5,000円
	更新登録申請	5,000円

※ 手数料は市収入証紙にてお支払いいただきます。

証紙は市役所地下1階の政府刊行物福岡市役所サービスステーションで販売いたしております。（収入印紙ではありませんのでご注意ください）

いったん受領した申請手数料は申請の取り下げ、その他いかなる場合にも返還できませんのでご了承ください。

また、変更届、廃止届については手数料は必要ありません。

4. 提出方法について

手数料（市収入証紙）の納入が必要ですので、郵送による登録（更新）申請は受け付けておりません。

登録（更新）申請は必ず事前に予約してください。

5. 登録通知書の交付について

審査終了後、登録業者には窓口にて登録通知書を交付いたします。

郵送での受け取りを希望される場合は、レターパックまたは簡易書留にて郵送いたしますので、返信用レターパックまたは通常の郵便料金と簡易書留料金分の切手を貼った返信用封筒（A4版が入る封筒）をご提出ください。

6. 登録の有効期限について

登録の有効期限は5年間です。

したがって、期限満了後も業を継続して行う場合は、登録の更新が必要です。

登録の更新の申請は、登録期限満了の2ヶ月前から受け付けております。

7. フロン類回収業者登録（更新）申請に係る必要書類一覧

必 要 書 類	個人	法人	備 考
・フロン類回収業者 登録（更新）申請書	○	○	・様式第三
<申請者が個人の場合> ・住民票	○		・住民票については、 ・本籍地が記載されたもの。 ・マイナンバー（個人番号）は記載されていないもの。 ・住民票、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）については、 <u>発行後3ヶ月以内のもの。</u>
<申請者が法人の場合> ・登記事項証明書 （履歴事項全部証明書）		○	
<申請者が未成年の場合> ・法定代理人の住民票 法定代理人が法人である場合に あつては、その登記事項証明書 （履歴事項全部証明書）	○		
・フロン類の回収の用に供する設備 の所有権を有することを証明す る書類	○	○	・購入契約書、納品書、領収書等の写し ・他者から借用している場合は、借用契約書の 写し又は使用承諾書等。（添付書類様式9）
・フロン類回収設備の種類及びその 設備の能力を説明する書類	○	○	・当該設備の取扱説明書、仕様書、カタログ等 の写し
・欠格要件に該当しないことを誓約 する誓約書	○	○	・添付書類様式10

変更届・廃止届について

1. 変更届・廃止届は、郵送による届出を受付しております。

送付先 〒810-8620

福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市役所 行政棟13階

福岡市 環境局 産業廃棄物指導課

TEL (092) - 711-4303

FAX (092) - 733-5592

2. 届出が必要な変更事項

- (1) 氏名又は名称（商号変更を含む）及び住所ならびに法人にあっては代表者の氏名の変更
- (2) 役員の氏名
- (3) （申請者が未成年者の場合）法定代理人の氏名及び住所
- (4) 事業所の名称及び所在地
- (5) 回収しようとするフロン類の種類
- (6) フロン類回収設備の種類及び能力

3. 提出期限

変更・廃止（廃業）があった日から**30日以内**に、その旨を届出なければなりません。

4. 提出部数

届出書類 正本 1部 副本（控えが必要な場合）1部

副本は、受付後に返却します。

なお、郵送による提出の場合は、副本返却のため、郵便料金分の切手を貼った返信用封筒を同封してください。

5. 書き換え後の登録通知書の交付について

住所、氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）、事業所の名称及び所在地、又は回収するフロン類の種類等の変更の場合は、登録通知書の書き換えを行います。書き換えを行った登録通知書は、窓口にて交付いたします。

郵送での受け取りを希望される場合は、レターパックまたは簡易書留にて郵送いたしますので、返信用レターパックまたは通常の郵便料金と簡易書留料金分の切手を貼った返信用封筒（A4版が入る封筒）をご提出ください。

6. 届出書・添付書類一覧

フロン類回収業者変更届出書（様式第四）に、次に掲げる書類を添付し提出してください。

変更事項	添付書類
・氏名又は名称 （商号変更を含む） ・住所 ・法人にあっては代表者の 氏名	個人 (1)住民票 ・本籍地が記載されたもの。 ・マイナンバー（個人番号）は記載されていないもの。 (2)誓約書（添付書類様式10）
	法人 (1)登記事項証明書（履歴事項全部証明書） (2)誓約書（添付書類様式10）
役員の氏名	(1)登記事項証明書（履歴事項全部証明書） (2)誓約書（添付書類様式10）
（申請者が未成年者の場合） 法定代理人の氏名及び住所	(1)法定代理人の住民票 ・本籍地が記載されたもの。 ・マイナンバー（個人番号）は記載されていないもの。 ・法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書 （履歴事項全部証明書） (2)誓約書（添付書類様式10）
事業所の名称及び所在地	(1)事業所を追加した場合、その事業所について ・フロン類回収設備の所有権（または使用権原）を有することを 証する書類（購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等の写し） ・フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類（ 取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し） (2)誓約書（添付書類様式10）
回収しようとする フロン類の種類	(1)フロン類回収設備の所有権（または使用権原）を有することを証する書類（購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等の写し）
フロン類回収設備の 種類及び能力	(2)フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類（取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し） (3)誓約書（添付書類様式10）

※住民票、登記事項証明書は、発行後3ヶ月以内のもの。

7. 廃止（廃業）の届出

次のいずれかに該当することになった場合には、その日から30日以内にフロン類回収業者廃止届出書を提出しなければなりません。

届出書と併せて、既に交付されている登録通知書（原本）を返納してください。

廃止（廃業等）の区分	廃止（廃業等）の届出を行う者
死亡した場合	その相続人
法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であったもの
法人が破産により解散した場合	その破産管財人
法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合	その清算人
登録にかかるフロン類回収業を廃止した場合	フロン類回収業者であった個人又はフロン類回収業者であった法人を代表する役員

自動車リサイクル法に関するご相談は

福岡市 環境局 産業廃棄物指導課

〒810-8620

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所 行政棟13階

TEL (092) 711-4303

FAX (092) 733-5592

までお問い合わせください。

令和4年2月作成